

久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(久喜市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 久喜市教育委員会事務局組織規則（平成22年久喜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の表学校施設課の部（8）の項中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(久喜市立小・中学校管理規則の一部改正)

第2条 久喜市立小・中学校管理規則（平成22年久喜市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則

第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第4条第2項第3号中「小学校」の次に「及び義務教育学校（前期課程に限る。）」を加える。

第23条第1項中「中学校」の次に「及び義務教育学校（後期課程に限る。）」を加える。

(久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の一部改正)

第3条 久喜市立小・中学校通学区域に関する規則（平成22年久喜市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

別表第1 鷺宮地区の部久喜市立上内小学校の項を削り、同部久喜市立砂原小学校の項中「及び上内小学校」を削る。

別表第2 鷺宮地区の部久喜市立鷺宮西中学校の項中「及び上内小学校」を削る。

第4条 久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則

第1条中「及び久喜市立中学校」を「、久喜市立中学校」に改め、「（以下「中学校」という。）」の次に「及び久喜市立義務教育学校（以下「義務教育学校」という。）」を加える。

第5条を第6条とする。

第4条第1項中「前2条に規定する就学すべき小学校又は中学校」を「前3条に規定する就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校（以下この条において「学校」という。）」に、「小学校又は中学校の属する」を「学校の属する」に、「又は別表第2の地区の欄」を「、別表第2の地区の欄又は別表第3の地区の欄」に、「就学すべき小学校又は中学校以外の小学校又は中学校」を「就学すべき学校以外の学校」に改め、同条第2項中「小学校又は中学校」を「学校」に、「別表第3」を「別表第4」に改め、同条第3項中「就学すべき小学校又は中学校以外の小学校又は中学校」及び「就学すべき小学校または中学校以外の小学校又は中学校」を「就学すべき学校以外の学校」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（義務教育学校の学区）

第4条 義務教育学校の学区は、別表第3のとおりとする。

別表第1 鷺宮地区の部久喜市立鷺宮小学校の項を削り、同部久喜市立砂原小学校の項中「（鷺宮小学校の通学区域を除く。）」を削る。

別表第2 鷺宮地区の部中久喜市立鷺宮西中学校の項を削る。

別表第3中「（第4条関係）」を「（第5条関係）」に、同表中

「

1	転居	小 学 年	1～4	（1） 4月1日以降転居・転出し、通学上支障	（1） 学期末又は学年	転出証明書又は住民票
---	----	-------------	-----	------------------------	-------------	------------

	・校 転 出 の 場 合	校		のない場合	末まで	
			5～6 年		(1) 卒業 まで	
		中 学 校	全学年	(1) 4月1日以降転 居・転出し、通学上支障 のない場合	(1) 卒業 まで	

」

を

「

1	転 居 ・ 校 転 出 の 場 合	小 学 校	1～4 年	(1) 4月1日以降転 居・転出し、通学上支障 のない場合	(1) 学期 末又は学年 末まで	転出証明書又 は住民票
			5～6 年		(1) 卒業 まで	
		中 学 校	全学年	(1) 4月1日以降転 居・転出し、通学上支障 のない場合	(1) 卒業 まで	
			義 務 教 育 学 校		(1) 学期 末又は学年 末まで	
		義 務 教 育 学 校	1～4 年	(1) 4月1日以降転 居・転出し、通学上支障 のない場合	(1) 学期 末又は学年 末まで	
			5～9 年		(1) 卒業 まで	

」

に改め、同表2の項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校」の次に「（義務教育学校の後期課程を含む。）」を加

え、同表 4 の項中

「

(1) 小学校 1 ～ 4 年
については学期末まで
小学校 5 ・ 6 年につ
いては卒業まで
中学校については卒
業まで

」

を

「

(1) 小学校 1 ～ 4 年
については学期末まで
小学校 5 ・ 6 年につ
いては卒業まで
中学校については卒
業まで
義務教育学校 1 ～ 4
年については学期末ま
で
義務教育学校 5 ～ 9
年については卒業まで

」

に改め、同表を別表第 4 とし、別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3 (第 4 条関係)

地区	学校名	通学区域
鷺宮 地区	鷺宮西小中学校	久本寺、中妻、葛梅、上内及び鷺宮の各一部（砂原小 学校の通学区域を除く。）、栄1丁目、葛梅1丁目、 葛梅2丁目、葛梅3丁目

（久喜市就学援助規則の一部改正）

第5条 久喜市就学援助規則（平成22年久喜市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「久喜市立小中学校」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

（久喜市生徒指導推進委員会規則の一部改正）

第6条 久喜市生徒指導推進委員会規則（平成22年久喜市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（組織）

第3条 生徒指導推進委員は、次に掲げる者のうちから久喜市教育委員会が委嘱する。

- （1） 小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校（次号及び第4号において「学校」という。）の生徒指導主任又はこれに代わる者
- （2） 学校の校長の代表者
- （3） 学識経験者
- （4） 学校のPTAの代表者

第6条中「教育委員会指導課が担当する」を「教育部指導課において処理する」に改める。

（久喜市立小学校安全監視員規則の一部改正）

第7条 久喜市立小学校安全監視員規則（平成22年久喜市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「市立小学校」という。）」を「（義務教育学校の前期課程を含む。以下「市立小学校」という。）」に改める。

（久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部改正）

第8条 久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則（平成22年久喜市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

第17条第7号中「中学校長」を「中学校又は義務教育学校の校長の代表者」に改める。

（久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部改正）

第9条 久喜市立学校給食センター条例施行規則（平成22年久喜市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。次条第2項第1号において同じ。）」を、「中学校」の次に「（義務教育学校の後期課程を含む。次条第2項第1号において同じ。）」を加える。

（久喜市生涯学習推進会議規則の一部改正）

第10条 久喜市生涯学習推進会議規則（平成22年久喜市教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「久喜市内小・中学校校長会」を「久喜市内小・中・義務教育学校校長会」に改める。

第3条中「教育委員会生涯学習課」を「教育部生涯学習課」に改める。

（久喜市立小・中学校教室の開放に関する規則の一部改正）

第11条 久喜市立小・中学校教室の開放に関する規則（平成22年久喜市教育委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校教室の開放に関する規則

第1条中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第2条中「所管の小学校及び中学校施設」を「所管する小学校、中学校及び

義務教育学校の施設」に改める。

第4条第1項中「久喜市立小・中学校管理規則」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則」に改める。

様式第2号中「久喜市立小・中学校教室の開放に関する規則」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校教室の開放に関する規則」に改める。

(久喜市通級による指導規則の一部改正)

第12条 久喜市通級による指導規則（平成22年久喜市教育委員会規則第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 学校 久喜市立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。

第2条第2号及び第3号並びに第3条中「小・中学校」を「学校」に改める。

第4条第1項中「小・中学校の校長」を「学校の校長」に改める。

(久喜市日本語指導員規則の一部改正)

第13条 久喜市日本語指導員規則（平成22年久喜市教育委員会規則第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 学校 久喜市立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。

第2条第2号及び第4条中「小・中学校」を「学校」に改める。

(久喜市教育活動指導員・支援員・看護支援員規則の一部改正)

第14条 久喜市教育活動指導員・支援員・看護支援員規則（平成22年久喜市教育委員会規則第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 学校 久喜市立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。

第2条から第4条までの規定中「小・中学校」を「学校」に改める。

(久喜市教育相談員規則の一部改正)

第15条 久喜市教育相談員規則（平成22年久喜市教育委員会規則第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 学校 久喜市立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。

第2条から第4条までの規定中「小・中学校」を「学校」に改める。

(久喜市外国語指導助手及び主任外国語指導助手就業規則の一部改正)

第16条 久喜市外国語指導助手及び主任外国語指導助手就業規則（平成23年久喜市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「久喜市立の小学校」の次に「及び義務教育学校（前期課程に限る。）」を加え、同条第6号中「久喜市立の中学校」の次に「及び義務教育学校（後期課程に限る。）」を加える。

第7条第1号中「久喜市の」を削る。

(久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する規則の一部改正)

第17条 久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する規則（平成24年久喜市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「久喜市小・中学校管理規則」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則」に改める。

別表第3中「小学校」の次に「及び義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の次に「及び義務教育学校の後期課程」を加え、同表備考中「小学校にあっては6学級以上、その他の学校にあっては3学級以上の学校」を「6学級以上の小学校及び義務教育学校（前期課程に限る。）並びに3学級以上の中学校及び義務教育学校（後期課程に限る。）」に、「中学校にあっては6学級以上、その他の学校にあっては3学級以上の学校」を「6学級以上の中学校及び義務

教育学校（後期課程に限る。）」に改める。

（久喜市特別支援教育指導員規則の一部改正）

第18条 久喜市特別支援教育指導員規則（平成27年久喜市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

（1） 学校 久喜市立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。

第2条第2号及び第4条中「小・中学校」を「学校」に改める。

（久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則の一部改正）

第19条 久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則（平成28年久喜市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校における学校運営協議会に関する規則

第1条中「久喜市立小学校及び中学校」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

（久喜市心理専門員規則の一部改正）

第20条 久喜市心理専門員規則（平成28年久喜市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

（1） 学校 久喜市立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。

第2条第2号及び第4条第3号中「小・中学校」を「学校」に改める。

（久喜市スクールソーシャルワーカー規則の一部改正）

第21条 久喜市スクールソーシャルワーカー規則（平成28年久喜市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 学校 久喜市立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。

第2条第2号中「小・中学校」を「学校」に改め、同条第3号中「久喜市立小・中学校」を「学校」に改める。

(久喜市部活動指導員規則の一部改正)

第22条 久喜市部活動指導員規則（平成30年久喜市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「中学校」という。）」を「（義務教育学校の後期課程を含む。次条において「中学校」という。）」に改める。

(久喜市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則の一部改正)

第23条 久喜市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則（平成30年久喜市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校使用教科用図書の採択に関する規則

第1条中「久喜市立小学校及び中学校」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表第1中「小・中学校長」を「学校長」に改める。

別表第2専門部会（小学校）の表中「専門部会（小学校）」を「専門部会（小学校及び義務教育学校の前期課程）」に改める。

別表第2専門部会（中学校）の表中「専門部会（中学校）」を「専門部会（中学校及び義務教育学校の後期課程）」に改める。

(久喜市立図書館条例施行規則の一部改正)

第24条 久喜市立図書館条例施行規則（平成31年久喜市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号中

「

地域文庫	・	家庭文庫	・	読書サークル	・
職場サークル	・	保育園	・	幼稚園	・
小学校	・	中学校	・		
その他（					）

」

を

「

地域文庫	・	家庭文庫	・	読書サークル	・
職場サークル	・	保育園	・	幼稚園	・
小学校	・	中学校	・	義務教育学校	
その他（					）

」

に改める。

（久喜市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正）

第 2 5 条 久喜市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和 2 年久喜市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

（久喜市スクール・サポート・スタッフ規則の一部改正）

第 2 6 条 久喜市スクール・サポート・スタッフ規則（令和 3 年久喜市教育委員会規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「久喜市立小・中学校（以下「小・中学校」という。）」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）」に改める。

第 2 条及び第 3 条第 1 項中「小・中学校」を「学校」に改める。

（久喜市共同オンライン分教室に関する規則の一部改正）

第27条 久喜市共同オンライン分教室に関する規則（令和4年久喜市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表第1及び別表第2」を「別表第1から別表第3まで」に、「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第5条第1項中「久喜市立小・中学校管理規則」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則」に改める。

（久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正）

第28条 久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則（令和4年久喜市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「久喜市立小学校又は中学校」を「久喜市立小学校、中学校又は義務教育学校」に改める。

（久喜市教育支援センターに関する規則の一部改正）

第29条 久喜市教育支援センターに関する規則（令和5年久喜市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「小・中学校」を「学校」に、「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第10条第3項中「久喜市立小・中学校管理規則」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和7年5月1日から施行する。

（久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の規定によりなされた許可は、この規則による改正後の久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則の相当規定によりな

されたものとみなす。